

令和2年3月24日発行

第134号

# 道マンション連合会通信

公益社団法人 北海道マンション管理組合連合会 会報



## 大規模修繕工事成功のポイント ～ 工事の発注方式について ～



公益社団法人 北海道マンション管理組合連合会  
一級建築士・技術相談員 中田 繁一 氏

工事の発注方式について、管理組合からの相談に回答を掲載しているアメニティ(集合住宅管理新聞)の記事(2019・8・5)がありました。その内容が端的で大変解りやすい説明でありましたので、原文のまま転写し紹介します。

### 設計監理方式をなぜ採用するのか

(回答者：NPO 日住協力技術者 一級建築士 山田俊二)

**Q** マンションの大規模修繕を「設計監理方式」で行いたいと思いますが、今まで当管理組合では設計監理方式を採用してこなかったため、この設計監理方式がどのような長所があるのかを区分所有者に説明しなければなりません。端的な説明方法を教えてください。又、責任施工方式との違いもお願いします。

**A** 工事を発注する方式として、代表的なものは「設計監理方式」と「責任施工方式」があります。

「設計監理方式」は、設計事務所に設計及び工事監理を委託し、工事は施工会社に発注する、設計と工事を分離する方式です。マンション修繕工事の場合を前提に話しますと、建物の劣化調査・修繕方針立案・修繕設計・見積依頼代行・施工会社選定支援及び工事監理等を設計事務所に委託します。

これにより、建物の劣化状況からどのような修繕が必要かを設計事務所に提案してもらい、その中から管理組合の修繕予算の範囲で、優先順位の高い修繕内容を検討・選出し設計してもらいます。その設計書に基づき、複数の施工会社に同一条件で見積を依頼し、見積内容や提出書類やヒアリングで実績・技術者数・現場監督予定者の資質などを確認し、管理組合の担当理事又は委員が設計事務所からのアドバイスや情報を受けながら総合的な評価で1社の施工会社を選定します。また、工事が開始されたら、設計書通りに工事が実施されているか設計事務所が検査(=工事監理)をしながら工事を進めます。

よって、管理組合が予算内で必要性の高い修繕範囲を明確にでき、同一条件下(統一した設計書に基づく見積)での競争見積によるコストダウンがはかられ、より適切な施工会社を選定し、

第	● 大規模修繕工事成功のポイント～工事の発注方式について～	1P
134	● 「マンション管理適正化法」等の改正	2P
号	● 管理会社9割が管理委託費値上げ提案	3P
目	● 大規模修繕「保証制度」に見直し～アフター点検(無料)10年から2年へ～	4P
次	● 「冬期避難所宿泊体験及び研修健康生活支援」に参加して	6P
	● 水災害対策、居住規制など連携強化/老朽マンション再生に補助	7P
	● 相談業務のご案内/広報誌の原稿を募集しております	8P

### 《回覧》 役員回覧をお願いします

理事長									

専門家の検査を受けながらの良質な工事が進められる方式です。

一方「責任施工方式」は、修繕内容決定も修繕工事も施工会社に依頼する方式です。1社にだけ依頼する場合もありますが、多くは複数の施工会社に見積を依頼しているケースが多いようです。複数の施工会社に見積を依頼する場合は、設計書がないので各社提案型となり、見積内容が様々で比較が困難となります。又、施工会社選定理由も、同一条件での見積金額ではないので、組合員の合意形成が難しくなります。工事の品質も施工会社にお任せとなり、第三者によるチェック機能がないため不安が残ります。

このため、管理組合での組合員の合意形成が得やすい方式としては、一般的には「設計監理方式」が採用されています。「責任施工方式」は戸建て住宅の工事や企業の建物の工事等で、信頼してまかせられる棟梁や施工会社が知り合いや取引先にいる場合等に採用される方式です。

尚、設計監理方式には多くの長所がありますが、設計監理する設計事務所の選定を間違えて、昨今問題になった不適切コンサルタントを選定すると、これらの長所は皆無となり最悪な発注方式となります。

## 「マンション管理適正化法」等の改正

国土交通省が、「マンション管理適正化法」「マンション建替え円滑法」の改正法案を今国会（2020年1月20日通常国会）に提出する予定と報道されています。（マンション管理新聞2020.1.25、日経新聞2020.2.8付け）同法案は、2月28日の閣議において決定され、2020年の通常国会（6月26日閉会予定）で可決される予定です。

「マンション管理適正化法の本格的な改正は2000年の制定以降これが初めて」（マン管新聞）となります。その内容の大筋は

①地方自治体による『マンション管理適正化計画』の策定の促進

②積立金や管理状況の『マンション管理認定制度』を創設し優遇制度を検討。

「適正な管理を行うマンションに対するインセンティブ（誘因）付与について検討する事が重要である。」（パブリックコメント＝意見公募＝に対する国の考え方）。具体的には国会で法案が審議可決される中で明らかになるものと思われまます。

法案作成のため、国交省の社会資本整備審議会住宅宅地分科会の中に「マンション政策小委員会」が設置されました。2019年10月から2020年2月まで4回開催され、2月17日に審議内容が取りまとめられています。

委員長に齋藤広子横浜私立大学教授が就任し、現・元マンション学会会長の大学教授などの8人の委員で構成されます。ただし、委員の中には、「マンション管理組合は、被後見人（＝意思決定能力がない）」と公言する委員もいます。

委員会は、東京都のマンション届け出制度・京都市のアドバイザー派遣制度・神戸市のタワーマンション規制について、自治体から取り組み状況を聞きました。

マンション関係団体として、全国マンション管理組合連合会（川上会長）・マンション管理業協議会・マンションリフォーム技術協会から意見を聴取しています。最後に法務省などの他部門から意見を聴取しています。

委員会では、中古マンションの認定制度・自治体の専門家派遣制度・老朽マンション要除去の必要性和敷地売却・団地の敷地分割などが議論されていますので、これらも何らかの形で法案に盛り込まれるものと思います。

大規模修繕、塗装、防水工事

**(株) 大島塗装店**

札幌市西区発寒3条2丁目4-18

電話011-663-1351 FAX011-664-8827

大規模修繕、総合建設業、左官・タイル工事

**(株) 真生工業**

札幌市東区東苗穂12条3丁目23番27号

電話011-791-0566 FAX011-791-8568

# 管理会社 9割が管理委託費値上げ提案



マンション管理新聞が管理会社10万戸以上、1万戸以上10万戸未満、1万戸未満からそれぞれ10社計30社を抽出、管理委託状況のアンケートを実施した結果をまとめて発表した。(実施時期令和元年8～9月)

調査項目は、管理委託費値上げの必要性、委託費の値上げの予定、委託費値上げの要因、契約辞退などの処置等。

## 9割が値上げ提案を実施と回答

回答では30社全てが「管理委託費の値上げの必要性を感じている」と答え、うち9割が「値上げ提案を行っている」、7割以上に当たる22社が「契約辞退の措置をとることがある」と回答した。

## 値上げの要因は人件費の上昇にほぼ集約

自由回答の集計で、値上げの要因は「人件費の上昇」にほぼ集約できる。具体的回答で最も多かったのは「最低賃金の引き上げに伴う人件費の上昇」を30社中15社が回答した。

最低賃金は毎年上昇しているが、東京の場合2019年は前年比28円の1013円で5年前の888円と比べ125円、10年前の2009年との比較では222円も上昇している。最低賃金の上昇は「労働集約型産業」と呼ばれているマンション管理会社に大きな陰を落としているのは否めない。

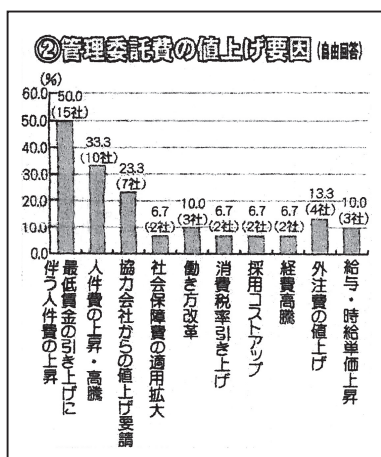
また、単に「人件費の上昇・高騰」「管理員・清掃人の人件費高騰」を上げる会社もある。これらの回答理由には最低賃金の上昇に加え、人手不足解消策として時給単価を引き上げるケースが含まれると考えられる。「採用コストのアップ」「協力会社からの値上げ要請」等も同様の理由によるものであろう。

## 働き方改革の影響

いわゆる「働き方改革」の影響を理由に上げる会社もあった。労働時間の短縮で仕事量が変わらない中、労働時間を短縮するため人員増になるというものだ。改革に伴う「有給休暇取得制度のため、さらなる代行要員の配置で経費が増える」といった回答も寄せられている。働き方改革が与える影響は小さくなく、特に中小の管理会社では深刻な事態に陥りがちになっている。

## 今後のマンション管理組合の対応は

昨今、区分所有者の高齢化や無関心、理事のなり手不足、管理不全・限界マンションなどの報道を目にすると、管理会社に、より負担がかかる現象が増えることが気になります。



アンケートの結果を見ると業務委託費値上げの要求は強くなってくると考えられます。

管理の質を落とさず、快適なマンションライフを送るためには、適正な管理費の確保は必要です。時には管理費の値上げが必要になる事も想定されます。管理費等の引き上げには総会の決議が必要になりますが、実際には負担増を伴う提案は抵抗が多く理解を得るには苦勞が多いと思います。管理会社から業務委託費の値上げ通告があった機会に管理費の値上げ提案をするのも一考と考えます。

区分所有者は、自ら居住しているマンションの管理に無関心や他人事と考えずに、「終の棲家でもある自分の財産の管理」であることを認識すべきで、そのことを説得する努力が必要になるでしょう。

給排水・衛生・空調設備工事 <b>(株) ダンテック</b> 札幌市東区北19条東7丁目3番25号 電話011-742-5582 FAX011-702-7919	冷暖房、空調、給排水 <b>恒完工業 (株)</b> 札幌市中央区北4条西12丁目 電話011-261-8326 FAX011-271-3692
---	---



# 大規模修繕「保証制度」に見直し

— アフター点検（無料）10年から2年へ —

## はじめに

マンションの大規模修繕工事は私たち管理組合の最大の維持管理業務であり、実施の時期、実施の方法、また、工事が終了した後の瑕疵保証やメンテナンスについても大きな関心事となっています。今、民法改正に絡んで大規模修繕工事の保証制度に見直しの動きがあり、その内容を紹介します。

## 従来の保証制度

大規模修繕工事終了後のアフター点検（無償）の点検契約は1. 2. 3. 5. 7. 10年目が一般的で、元請け施工会社とそれを保証する第三者の施工会社、材料メーカーによる3社連盟の保証となっています。発注者の我々から見ると一見手厚く安心できる保証に思えます。しかしこの制度に問題が潜んではいないか。一般社団法人マンション改修設計コンサルタント協会（MCA岡俊英理事長）は現状の問題点を洗い出し、新しい保証制度で4月からの適用を目指すとしています。

## 現行制度の問題点

- ・設計・監理方式の現場は施行後ほぼ2年間で不具合は出尽くしており、現行のアフター点検は過剰保証になっている。この方式がとられているのは施工業者同士の保証サービス合戦が背景にある。経年劣化による不具合もサービスで手直しさせられるケースも少なくなく、その結果施工業者アフター点検費用が当初の工事費に潜り込まされ工事費アップの要因にもつながっている。
- ・現行の保証制度は材料メーカー、そして設計監理事務所側にも影響を及ぼしている。「保証期間さえ持てばいいという最低限度の品質、監理に陥りがち」「期待耐用年数を延ばしていく努力をしなくなる」「何か不都合がおこればそのときに手直しをすれば問題ないという安易な監理に陥りがち」

## 新「保証制度」の概要

- ・高品質な工事施行のため、施工業者の技量検定試験を行う。
- ・各工事事項の工事保証期間は原則2年目とする。
- ・施行業者は第三者機関による10年の瑕疵担保責任保険への加入を義務づける。設計コンサルタントには「建築士賠償責任補償制度（けんばい）」への加入を義務づける。
- ・10年目点検を有償で行い、その際瑕疵による不具合と経年劣化による不具合を仕分けし、瑕疵は無償、その他については発注者、コンサルタントと協議のうえ有償で適切に修繕する。

## 新「保証制度」のねらい

アフター点検を2年としたのは前述したように、故障率の高い初期故障期間内にしたもので、この時点で不具合を補修する事で偶発故障期間を延長する事が可能であること。2年目以降のアフターを廃止することで間接経費を直接工事費に転嫁し、高品質な工事を目指すことが出来る。

10年目に有償のアフター点検をするのは、この時点で小修繕・中修繕を実施する事で偶発故障期間をさらに長くし、MCA（前述協会）が延長可能と判断すれば瑕疵保証保険期間を5年間延ばす。

建築ガラス・フィルム施工販売、  
ドア等メンテナンス

**(株) ワタナベガラス**

札幌市白石区中央3条3丁目1-39

電話011-811-1271 FAX011-811-1650

ハウスクリーニング、換気口フィルター

**(株) グッドハウス**

札幌市白石区中央1条7丁目10-23

電話0120-336-888 FAX011-860-6789

このことによって発注者の管理組合は長期の安心を得られ、大規模修繕工事の修繕周期が15年以上に延長可能になり、長期にみた修繕工事費の節減が期待される。

設計コンサルタント側に「建築士賠償責任補償制度（けんばい）」への加入を義務づけたのは、従来の「保証期間の終了がすなわち耐用年数、機能性、安全性の限界で、次回の大規模修繕のキックオフ」と誤解されがちなのに、良心的な設計・監理で「期待貸与年数」の延長を期待することができるためである。

## 2020年4月1日以降の保証、アフター点検、瑕疵保険、賠償保険について「MCAプラン」

	修繕工事 従来	修繕工事 新プラン	新築の場合
工事請負契約約款（瑕疵担保期間）	2年	2年	2年
品確法（構造体力上主要部分、雨水浸入防止等）	適用無し	適用無し	10年
保証期間（アフターサービス）任意期間	1. 2. 3. 5. 10年	2年	3. 6月1. 2年
保証期間満了に伴うアフター点検	1. 2. 3. 5. 10年	2年	ケースバイケース
設計事務所による点検立ち会い	おおむね上記による	2年	なし
工事瑕疵保険	任意（最長10年）	必須（10年+5年）	
建築士賠償責任補償制度（けんばい）	任意	加入	任意

### 一般社団法人マンション計画修繕施行協会MK Sの発言

上記に関連して、1月31日、東京で行われた建物診断設計事業協会の新年賀詞交換会の講話で、一般社団法人マンション計画修繕施工協会（MK S）の中野常務理事がこの問題に触れて次のように話している。

今年4月1日に施行される改正民法では、従来の瑕疵とは「引き渡された目的物が種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合」（契約不適合）という表現に改めたが、従来は「故意・重過失」も「性能保証」についても全部ひとからげで『瑕疵保証』とされていた。改正民法で条文化された「品質」の保証は2年で時効がくる。マンションの修繕工事は慣習なのか5年保証が未だに続いており、本来2年で切れる「契約不適合期間」をなぜ5年まで引き延ばさなければならないのか議論をしている。

ただ、品質保証期間を短くするのは管理組合の理解を得られない。MK Sとしては「品質保証」と「契約不適合」は分けて考えたい。民法改正に合わせ、「契約不適合」についてはアフターサービスできっちりみる。アフター点検の期間は2年で終了し、その後は「大規模修繕工事瑕疵保険」を掛けて対応する。以前から言っていることだが、施工業者が行うアフターメンテナンスをいいかげんちゃんとしなければいけない。新築では2年と決まっているのにマンション改修業者だけが保証を5年としている。5年が7年、10年になり・・・こんな競争はふざけている。管理組合と健全な関係をつくるには、健全な業務をやる以外にない。管理組合にゴマをするようなことはやめよう。何が健全化ということを考えていきたい。

以上のことから管理組合としては、今後大規模修繕工事に伴う「保証契約」については、今回の民法改正の施行がどのように反映してくるか留意する必要がある。

（資料：マンション管理新聞）

建具工事業、樹脂製内窓工事、 マンション用玄関ドア <b>(株) LIXIL ビル札幌支店</b> 札幌市中央区北2条東4丁目1-2 電話011-351-4280 FAX011-351-4281	ビルメンテナンス <b>サン総合管理(株)</b> 札幌市中央区南7条西5丁目289-54 電話011-531-5547 FAX011-532-6409
---	---

# 「冬期避難所宿泊体験及び 研修健康生活支援」に参加して

昨年11月、真駒内地区連合町内会主催の標記宿泊体験と日赤北海道看護大学根本昌宏教授の講演を受講しました。この行事は、北海道厳冬期に大災害がおきたとき、避難所はどのような対応運営ができるかと言うことで5種目の体験をするものでした。同会場で行われた根本昌宏教授の講演を聴き、自分の感想も含めて紹介します。

## ○冬に学校の体育館が避難所になったら

- ・体育館は断熱性がほとんど期待出来ない空間である。天井が高く(約11m)、いくらストーブをたいても暖まるのは上の方だけ。
- ・ブルーシートやアルミマットを敷いても暖をとる役にはたたない。毛布や寝袋はそれなりに効果があるが床が固くて眠れるものではない。段ボールベッドがあれば床より8度ほど暖かくはなるが。

講師の根本教授が北見市看護大学体育館で1月に行った避難所一泊体験では、被験者の学生は毛布にくるまっても底冷えのする床の冷たさで寝ることの出来ないまま夜を明かしたとのこと。

- ・体を温めるのはなんと言っても暖かい食べ物。厳寒のなか、必死で避難所へ逃げ込んできた人の多くは毛布や寝袋を持ってはこない、暖かい空間と食べ物があると思っているから。避難所は多くの人の毛布や寝袋を、また素早く暖かい食べ物の提供が出来るのだろうか。

## ○自助がまず一番

冬期の大災害をまだ経験したことのない我々は、意外にその備えをしていないことに気づかされました。災害のときよく言われる「自助・共助・公助」のうち自助で何が出来るかのヒントも頂きました。

- ・マンションに住む我々は、建物が倒壊をしたり極端に危険でない場合はマンションにとどまる方が無難かもしれません。ベッドや畳の上の布団は少なくとも体育館の床より暖かい。
- ・ポータブルストーブ（灯油の備蓄も）・炊事用のガスコンロ（ガスボンベ）は必備。  
（近年薪ストーブの愛好者が増えているようですが、余裕のある人はいいかも。）
- ・車に備える常備品（車で走行中被災の可能性は大です。これは参考になりました。）
  - ①吹雪の場合エンジンを切って助けを待つのが大前提（マフラーに雪が入って不完全燃焼⇒窒息）
  - ②毛布（出来れば丹前タイプ）、カイロ（足裏や足の甲、肩、手袋の中を温める。）
  - ③温かい飲み物、スポーツドリンク、カンパンなど
  - ④出来れば寝袋（救助までの推定判断で使用）
  - ⑤車内での用足し用にビニール袋を多めに

## ○私たちに出来ること

冬場に限ったマニュアルはなかなか見当たらないのが現状です。普段から助け合う気持ち、人と人の絆を深めておくことは前提です。（広報委員 高橋 勲）

<p>診断・設計・監理</p> <p><b>（株）アーバン・プランニング</b></p> <p>札幌市白石区菊水7条3丁目7番16号 電話011-813-1500 FAX011-813-1503</p>	<p>マンションリニューアルローン</p> <p><b>三菱電機クレジット(株) 北海道支店</b></p> <p>札幌市中央区北4条西5丁目1 電話011-233-2511 FAX011-233-2550</p>
---	---



## 水災害対策、居住規制など連携強化

### 国交省の検討会が初会合

国交省は昨年10月の台風19号被害を踏まえた「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会の初会合を開いた。気象変動による災害の激甚化・頻発化に対応するため、堤防整備などの水害対策の強化、土地利用規制、建築規制が一体となった防災・減災対策を検討する。6月に検討会の提言をまとめる。

近年、全国各地で自然災害が頻発し、河川の氾濫や土砂災害によって人命・家屋に甚大な被害が生じている。昨年10月に発生した台風19号では、死者96人に加え、床上浸水2万6744棟、床下浸水3万2264棟の被害が出た。

国交省ではこれまでに、気象変動による降雨量の増加に対応するため、河川整備の在り方を検討する「気象変動を踏まえた水災害対策検討小委員会」を昨年11月に設置。水災害対策の強化とともに、水災害が発生する恐れがある区域での居住や施設立地を規制する土地利用の在り方も検討している。

8日に初会合を開いた検討会では、水災害に関するハザード情報をまちづくりや土地利用に活用し、水災害対策との連携でリスクを軽減する方向性が示された。都市計画法の運用指針に定める土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）や土砂災害警戒区域・浸水想定区域（イエローゾーン）での立地規制を強化する方針も示された。（北海道建設新聞）

## 老朽マンション再生に補助

### 国交省、長寿命化モデルを創設

国交省は、老朽化したマンション再生に対する補助事業「マンションストック長寿命化等モデル事業」を創設する。現在、築40年を超えるマンションは全マンションストックの1割に当たる約80万戸に上り、今後20年で4.5倍の約370万戸まで増加する見通し。これら老朽化マンションの再生モデルとなる事業を支援し、先導的な長寿命化手法を全国に普及させる。

2020年度当初予算案に事業費17億円を新規で計上。国交省は昨年10月、社会資本整備審議会に「マンション政策小委員会」を設置し、マンション管理の適正化やマンション再生の円滑化を話し合ってきた。長寿命化に対する支援措置もこの中で議論した。

モデル事業では、マンション再生の検討から改修までを支援対象にする。技術的に困難な改修などで先導的な手法を取り入れた管理組合などに対し、事業費の3分の1を補助。再生手法の検討調査などに対しては定額500万円を補助する。モデル事業の支援を受けた先導的な長寿命化実績を蓄積し、全国のマンションに普及させるのが狙いだ。

20年度には、マンション管理の適正化を支援する「マンション管理適正化・再生推進事業」を拡充。次期通常国会に提出するマンション建て替え円滑化法改正案の成立を見据え、地方自治体が実施するマンション再生に対する規制緩和、改正法に基づく新制度の普及・周知などを支援する。（北海道建設新聞）

金融業、マンション管理組合専用定期預金、  
マンション共用部分リフォームローン

**北星信用金庫 札幌支店**

札幌市中央区北2条西4丁目1番地

電話011-252-2080 FAX011-252-2081

大規模修繕工事、塗装・防水工事、内装・外装等

**(株)盛永組**

旭川市4条通5丁目左10号

電話0166-22-0151 FAX0166-22-0170

## 相談業務のご案内（無料）

### ■札幌本部のご案内

#### ❖ 窓口開設 本部事務所

電話相談は時間内随時、来訪による対面相談は事前予約となります。

(1) 一般相談 ・月曜～金曜（祝日除く） 受付時間 9時30分～16時30分

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
馬場 マンション管理士		渡部 マンション管理士	福井 マンション管理士		電話相談のみ（事前予約）

(2) 技術相談 ・火曜日・木曜日（祝日除く） 受付時間 13時00分～16時30分

・4月、一級建築士相談担当者

2日(木)	7日(火)	9日(木)	14日(火)	16日(木)	21日(火)	23日(木)	28日(火)	30日(木)
中田	伊藤	間口	広瀬	天谷	中田	伊藤	間口	広瀬

・5月、一級建築士相談担当者

7日(木)	12日(火)	14日(木)	19日(火)	21日(木)	26日(火)	28日(木)
天谷	中田	伊藤	間口	広瀬	天谷	中田

(3) 法律相談（弁護士対応）毎月第4水曜日、詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

(4) 派遣相談（マンション管理士、一級建築士）は、事務局までお問い合わせ下さい。

### ■旭川支部「常設相談」のご案内

会場 旭川市役所 第三庁舎 3階会議室

開催日 4月9日（木）・4月23日（木）

時間 13時30分から16時30分

（希望により土曜日・日曜日、また夜間17時から19時の時間帯でも対応します。）

#### ❖ 「法律相談」毎月実施（随時受付）

先着1～2件、日時は弁護士と打ち合わせ回答します。

担当 林 孝幸 弁護士 相談時間 30分程度

「旭川支部」申込・お問合せ 携帯電話 080-1979-1147 すぐ出なくても必ず折り返し電話します

## 広報誌の原稿を募集しております

### 「投稿について」

会員の方であれば、何方でも寄稿できます、皆様の身のまわりで起きた出来事・コミュニティ活動、サロンや催事など参考になる身近な話題等についてお寄せください。

（A4版、1枚程度、写真があれば添付をお願いします。）

住所・指名（匿名を希望の場合はその旨を）、お住いのマンション名もお知らせください。

### 「送り先」

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1-1 北海道通信ビル3階

公益社団法人 北海道マンション管理組合連合会 広報委員会 宛

FAX 011-232-3721 電話 011-232-2381

道マンション連合会事務局 窓口開設時間 月曜～金曜（祝日は除く）9時～17時

相談受付時間 9時30分～16時30分

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1-1 北海道通信ビル3F

TEL 011-232-2381 FAX 011-232-3721

発行責任者 会長 平川 登美雄

編集責任者 事務理事 中村 勉 ホームページアドレス <http://www.dokanren.or.jp>

